

[朝鮮高校にも差別なく高校無償化適用を求めるネットワーク愛知会則]

第1条（名称と所在地）

本会は『朝鮮高校にも差別なく高校無償化適用を求めるネットワーク愛知』と称し、事務所を豊明市栄町南館 55 番地に置く。

第2条（目的）

「高校無償化」からの朝鮮高校排除に反対し、朝鮮高校への「高校無償化」を実現することを目的とする。

第3条（活動と事業）

本会は、この目的達成に向けて、次のような事業と活動に取り組む。

- ① 日本政府・文部科学省および関係機関、議員などへの要請
- ② 署名、街頭宣伝、集会、学習会、シンポジウム、交流会などの開催
- ③ 本会の目的達成のための裁判支援
- ④ 会報の発行とブログの開設などの広報
- ⑤ 立場・意見の違いを乗り越えた、多彩で広範なネットワークの形成
- ⑥ 本会の目的達成に関わる諸事業

第4条（加入と構成）

本会の会員は本会の目的に賛同して加入した会員と賛助(カンパ)会員で構成し、個人・団体にかかわらず互いに対等・平等である。

第5条（運営）

本会は、総会、事務局会議でもって運営する。

- ① 総会は、本会の最高意思決定機関であり、個人会員並びに団体会員の代表でもって構成し、原則として年1回開催する。
- ② 事務局会議は、総会の日常業務執行機関であり、本会の役員でもって構成し、随時開催する。

第6条（役員）

本会は、次の役員を置き、役員は総会において選任する。

役員任期は1年であり、再任することができる。

共同代表若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、事務局員若干名、会計監査1名、世話人若干名

第7条（事務局会議と運営）

本会には共同代表と事務局員で構成する事務局会議を置く。事務局会議は、前第3条記載の活動について、協議し、決定し、執行する。

第8条（財政）

本会の財政は会費および賛助金（カンパ）、その他の収入でもって充てる。

会費は年間一口1千円とする。

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第9条（付則）

本会の会則は2011年 4月 1日より執行する。

本会の会則は総会の日、2014年5月13日より一部変更施行する。